

# 「なやさぼパルス診断」 利用規約

## 第 1 章 総則

### ●第 1 条 (用語の定義)

本規約における用語の定義を、それぞれ以下の各号のとおり定める。

- (1) 「本サービス」とは、サービス提供者が提供するサービス「なやさぼパルス診断」(以下、「なやさぼパルス診断」という。)を指す。
- (2) 「サービス提供者」とは、本サービスの提供者である日鉄ソリューションズ株式会社をいう。
- (3) 「利用者」とは、本契約(第 5 号で定義する。)をサービス提供者と締結し、本サービスの提供を受ける者をいう。
- (4) 「ユーザー」とは、利用者に所属する個人をいう。
- (5) 「本契約」とは、本規約に基づきサービス提供者と利用者との間で締結される本サービスの提供及び利用に関する契約をいう。なお、本規約は、本契約の一部を構成する。
- (6) 「第三者製品」とは、利用者・サービス提供者以外の第三者が製造若しくは提供し、又は第三者が著作権若しくは使用許諾権を有するハードウェア製品、ソフトウェア製品又はサービス及びそれらの関連資料をいう。なお、当該製品の権利者(権利者から必要な許諾を受けた者を含む。以下同じ。)若しくはサービス提供者と利用者との間で別途締結される使用許諾契約、又は当該権利者若しくは当該製品の製造業者が利用者若しくは公に提示する使用条件を、以下、併せて「第三者製品使用許諾条件」という。
- (7) 「見積書」とは、本サービスに関し、サービス提供者が利用者に対し本サービスの提供条件を示すもので、第 2 条(契約の成立)に定める申込書に対応するものをいう。

### ●第 2 条 (契約の成立)

1. 本契約は、本サービスの利用を希望する者(以下、「利用希望者」という。)が本サービスの申込書をもって申込みを行い、サービス提供者が当該申込みを承諾し利用希望者に書面又はメール等の電子的手段で通知したときに成立するものとする。利用希望者は、本契約の成立時点で本規約に定める「利用者」となるものとする。
2. サービス提供者は、本契約締結後であっても、利用者が以下各号のいずれかに該当することが判明した場合、本契約を直ちに解除できるものとする。
  - (1) 利用者が実在しないとき
  - (2) 過去に本規約の違反等でサービス提供者から契約を解除されたことがあるとき
  - (3) 本契約に基づく債務の履行が困難であると認められる事由が存在するとき

### ●第 3 条 (本規約の確認・承諾)

利用者は、本契約の成立時点で本規約の内容を確認し、これに従うことを承諾しているものとみなす。

### ●第 4 条 (変更通知)

利用者は、以下の事項に変更がある場合、速やかにサービス提供者に変更内容を通ずるものとする。利用者が当該通知を怠ったことにより利用者に不利益が生じた場合であっても、サービス提供者はその責任を負わないものとする。

- (1) 名称
- (2) 第 14 条(管理責任者)に定める管理責任者
- (3) 利用者が接続可能な IP アドレス

### ●第 5 条 (規約の適用)

サービス提供者は、本規約の定めに従い、本サービスを利用者に提供する。

## 第 2 章 サービスの内容

### ●第 6 条 (サービスの内容)

1. 本サービスの内容はサービス提供者のサービス仕様書に定めるものとする。
2. 本サービスの利用地域は、日本国内に限る。
3. サービス提供者は、利用者への事前の通知なしに、本サービスの内容を変更できるものとする。本サービスの利用に係る重要な変更の場合には、サービス提供者は、事前にかかる変更の内容について、第 14 条(管理責任者)に定める管理責任者に通知するものとする。但し、本サービスの運用上、緊急でやむを得ない場合はこの限りではない。

### ●第 7 条 (サービス提供期間)

本サービスの提供期間は、見積書に定めるとおりとする。

## 第 3 章 利用料金

### ●第 8 条 (利用料金)

1. 本サービスの利用料金は、見積書に定めるとおりとする。
2. サービス提供者は、著しい経済情勢の変化、第三者製品の提供条件の変更、本サービスの提供条件又は第 6 条(サービスの内容)第 3 項に基づく本サービスの内容の変更等が生じた場合、本サービスの利用料金を合理的な範囲で改定できる。但し、サービス提供者は、60 日以上予告期間において、本サービス利用料金の変更の理由、変更後の本サービス利用料金の金額及び変更後の本サービス利用料金が適用される日(以下「適用開始日」という。)を書面で利用者に通知しなければならない。
3. 前項に定める本サービス利用料金の変更同意する場合には、同料金の変更前後の差額分に相当する金額を、乙の請求書に従い支払う。
4. 利用者が前々項に定める本サービス利用料金の変更同意できない場合には、利用者は本サービス提供者に対し中途解約の意思表示を書面で通知することにより、適用開始日をもって本契約を中途解約する。この場合、適用開始日から本契約満了までの未使用期間(1 か月未満切り下げ)における本サービス利用料金相当の金額を乙は所定の期日までに甲に返金する。

- 消費税率の改定があった場合には、その改定日の属する本サービス提供月以降、改定後の税率による消費税額が適用されるものとする。

#### ●第 9 条（支払条件）

見積書に別段の定めのない限り、利用者は、サービス提供者から請求書を受領した月の翌月末日までに、請求書記載の金額（前条第 1 項の利用料金に消費税を加算した額）を、サービス提供者が指定する銀行口座に、現金を振り込む方法により支払うものとする。なお、振り込みに係る手数料は、利用者が負担するものとする。

#### ●第 10 条（遅延損害金）

利用者は、本サービスの利用料金の支払を前条（支払条件）に規定する期間内に行わなかったときは、期間満了の日から起算して遅滞日数 1 日につき年率 14.6%の割合で計算した遅延利息をサービス提供者に支払う。

### 第 4 章 利用者の義務

#### ●第 11 条（インターネット接続及び利用環境）

- 利用者は、本サービスを利用するために、自らの責任でインターネットに接続し、本サービス用の WEB ページ上に定める利用環境を維持するものとする。
- 利用者は、インターネット接続及び利用環境について、善良なる管理者の注意をもって、妨害攻撃、不正アクセス、情報漏洩等のセキュリティ事故が生じないよう管理するものとする。

#### ●第 12 条（法令遵守等）

- 利用者は、本サービスの利用に関して利用者に適用され得る全ての法規制（日本法に限らず、関係する諸外国の法規も含む）の遵守については、自らの責任で行うものとする。
- 利用者は、本サービスを構成する第三者製品に関して、第三者製品使用許諾条件に従うものとする。
- 利用者は、本サービスの利用において、秘密情報（第 19 条（秘密保持）第 1 項で定義する。）、営業秘密（不正競争防止法に定める「営業秘密」をいう。）、及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める「個人番号」をいう。）を本サービス内に登録しないものとする。
- 利用者は、ユーザに本契約（本規約を含む。）に定める本サービスの利用条件を遵守させるものとする。

#### ●第 13 条（AWS）

- 利用者は、本サービスが Amazon.com, Inc.（以下「アマゾン」という。）が提供する「Amazon Web Services」（以下「AWS」という。）を利用したものであり、本規約における第三者製品には、AWS が含まれていることを確認する。
- 利用者は、本サービスに関し、(i) 本サービス内に入力したデータは AWS 上で処理及び管理されていること、(ii) 本サービスの提供が AWS の稼働状況及び使用条件に影響及び制約等を受けること、並びに (iii) AWS の使用条件はアマゾンの裁量により事前の通知等無しに変更され、変更後の使用条件等が本サービスに適用されること、に同意の上、本サービスを利用するものとする。
- 利用者は、本規約のほか AWS の使用許諾条件に従って本サービスを利用しなければならない。

#### ●第 14 条（管理責任者）

- 利用者は、本サービス利用開始前に管理責任者を任命し、管理責任者の登録・変更は、利用者が、遅滞なく、サービス提供者にメール等の電子的手段で通知するものとする。
- サービス提供者は、以下の事由が発生したとき、その旨を本サービスの提供が行われる WEB ページに表示するか、又は管理責任者にメール等の電子的手段で通知するものとする。
  - 本規約の変更
  - 新サービスのご案内及び新機能の提供
  - 本サービスの重大な障害に関するお知らせ
  - その他本サービスに関するお知らせ

#### ●第 15 条（障害が生じた場合の措置）

- 利用者は、本サービスに障害が生じたときは、メール等の電子的手段によって速やかにその旨をサービス提供者に通知する。
- サービス提供者は、本サービスに障害が生じたときは、本サービスの提供が行われる WEB ページに表示するか、又はメール等の電子的手段によって、速やかにその旨を利用者に通知する。
- サービス提供者は、第 1 項に定める利用者による通知が行われた場合は、第 2 項に定める通知を要しないものとする。
- 第 1 項又は第 2 項の障害が利用者の責に帰すべき事由により生じたときは、当該障害の調査及び修復に要した費用は、利用者が負担する。

### 第 5 章 サービス提供者の義務

#### ●第 16 条（本サービスの責任の範囲）

- サービス提供者の本サービスに係る責任は、善良な管理者の注意をもって本サービスを利用者に提供（登録データの漏洩、消失を防止することを含む）することに限られるものとする。
- 利用者の責に帰すべき事由により、サービス提供者に対して第三者よりクレーム若しくは請求がなされ、又は訴訟が提起される等の紛争が生じた場合には、利用者は、自己の責任と費用で、必要な是正措置を速やかに取るとともにサービス提供者を防御し当該紛争を解決するものとする。
- 利用者は、本サービスが、本サービスに不具合が発生した場合に、死亡、重大な人身損害、重大な物理的損害、又は環境の破壊に繋がるような使用を目的（以下「禁止された使用目的」という。）で考案され、提供されるものではないことを確認する。サービス提供者は、禁止された使用目的への本サービスの適合性についていかなる保証も行わない。利用者は、禁止された使用目的のために本サービスを使用し、又は第三者に使用させないことを保証する。
- 本サービスの利用により、第三者に損害が発生した場合、当該損害について、サービス提供者は何らの責任も負わないものとする。

5. 本規約に明示的に定めているものを除き、サービス提供者は、第三者製品に起因する賠償責任その他の責任を負わないものとする。
6. 利用者は、自己の責任において本サービスを利用するものとし、サービス提供者は、本サービスにつき一切の保証を行わず、本サービスが利用者の特定の目的に適合すること、利用結果が正確性・有用性・完全性・適時性を有すること、本サービスにおける応答速度その他品質または権利の瑕疵等について、一切の責任を負わないものとする。

#### ●第 17 条（損害賠償の範囲）

1. 利用者がサービス提供者の責に帰すべき事由により損害を被った場合、当該損害発生時の月額利用料金相当額を限度として、利用者はサービス提供者に当該事由の直接的結果として現実に発生した通常の損害について損害の賠償を請求することができる。但し、当該損害の発生がサービス提供者の故意又は重過失に起因する場合、本項の金額の制限は適用されない。
2. 以下の各号の事由により利用者に発生した損害については、サービス提供者は責任を負わないものとする。
  - (1) 第 24 条（提供の一時停止）、又は第 25 条（提供の中止）の定めに基づき利用者が本サービスを利用できなくなったとき
  - (2) 利用者のインターネット接続及び利用環境の障害により本サービスの利用に支障が生じたとき
  - (3) サービス提供者が、第 16 条（本サービスの責任の範囲）の定めを遵守したにも関わらず、本サービスの提供に支障が生じたとき
  - (4) サービス提供者の責に帰すことができない本サービスに対する妨害攻撃、不正アクセス、セキュリティ侵害が生じたとき

### 第 6 章 雑則

#### ●第 18 条（本サービスの委託）

サービス提供者は、本サービスの一部を自己の責任において第三者に委託できるものとする。この場合、サービス提供者は、当該第三者に本契約において自己が負うのと同様の義務を課するものとし、当該第三者による当該義務の遵守について責任を負うものとする。

#### ●第 19 条（秘密保持）

1. 本規約において、「秘密情報」とは以下各号のいずれかに定めるものをいう。
  - (1) 秘密である旨を書面又は媒体により特定のうえ開示された情報
  - (2) 口頭により秘密である旨を指定して開示された情報のうち、開示後 7 日以内に開示者より開示内容について双方にて明確に認識し得る程度に書面又は媒体により特定されたもの
  - (3) 本サービス用の WEB ページ及び同 WEB ページの URL、並びにこれらのページに掲載している内容
  - (4) 本サービスの利用方法、操作方法等に関してサービス提供者が提供する書面（電子媒体を含む）に記載の情報
  - (5) 本契約の内容
2. 利用者は、事前に相手方の書面又は電子メールによる同意を得た場合を除き、本サービスに関して秘密情報及び本サービスに関して知り得た秘密情報を、第三者に開示し、又は本サービスの利用若しくは提供の目的以外に使用してはならない。但し、次の各号に該当するものはこの限りでない。
  - (1) 開示を受ける以前に既に保有し、又は開示された後秘密情報を利用することなく独自に知得したもの
  - (2) 開示を受ける以前に既に公知であったか、又は開示された後自らの秘密保持義務に違反することなく公知となったもの
  - (3) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに知得したもの
  - (4) 秘密情報を利用することなく独自に開発したもの
3. 前項の定めにかかわらず、利用者は、法令により又は権限のある行政機関若しくは司法機関により秘密情報の開示を要求された場合、当該要求のあった旨を遅滞なく開示者に通知し、開示する情報について秘密として取扱いが受けられるよう合理的な努力をしたうえで、適法に開示が要求されている最小限の範囲のみ開示することができるものとする。

#### ●第 20 条（個人情報）

1. 利用者及びサービス提供者は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいう。以下同じ。）並びにユーザーの個人情報を本サービスの目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとする。また、個人情報に関して個人情報の保護に関する法律を含む関連法令を遵守するものとする。なお、利用者は、サービス提供者にユーザーの個人情報を提供する場合、ユーザーに対し、本規約及び本サービスのプライバシーポリシーの内容を伝達したうえで、サービス提供者にユーザーの個人情報を提供することについて、自己の責任において当該ユーザーから同意を取得するものとする。
2. サービス提供者は、本サービス遂行のため、自己が必要と認めた場合には、本サービスの第三者製品の調達先又は本サービスの委託先に対して、当該調達又は委託のために必要な範囲で、利用者から事前の承諾を受けることなく個人情報を開示することができる。但しこの場合、サービス提供者は当該調達先又は委託先に対して、本条に基づきサービス提供者が負う義務と同等の義務を負わせるものとし、当該調達先又は委託先による当該義務の遵守について責任を負うものとする。

#### ●第 21 条（知的財産権の帰属等）

1. 本サービスに関する一切の知的財産権及びその他の権利は、サービス提供者又は第三者製品の権利者に留保されるものとし、利用者が本サービスを利用することによって、本サービスに対する権利又は知的財産権が利用者に譲渡されることはない。
2. 利用者は、本サービスの修正、配布、変更、改ざん、修復、翻案物の作成、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル、又は本サービスに含まれるソフトウェアのソースコードを引き出すその他の処理若しくは手順の適用をしてはならない。
3. 利用者は、本サービスに含まれ、又は付されている著作権、商標又はその他の知的財産権表示を削除、修正、又は不明瞭にすることはできないものとする。
4. 利用者は、本サービスについて、偽造、違法コピー、その他の知的財産権侵害の疑いを把握した場合は、サービス提供者に速やかに報告し、サービス提供者の求めに応じ調査に協力するものとする。
5. 利用者がサービス提供者に対して、本サービスに関する評価結果、提案、又は意見（以下、併せて「フィードバック」という。）を伝えた場合、利用者はかかるフィードバックに関し利用者が有し得る一切の知的財産権について、サービス提供者に対し、あらゆる方法により利用し、複製し、展示し、改変し、翻案し、製品化し、再許諾する非独占的、撤回不能、無期限の権利を無償で許諾するものとする。

**●第 22 条（知的財産権侵害に関する責任）**

1. 利用者による本サービスの利用について、第三者から著作権、産業財産権等（以下、総称して「知的財産権」という。）を侵害するものであるとして利用者に対し何らかの訴え、異議、請求等（以下、総称して「請求等」という。）がなされた場合には、
  - (i) 利用者が請求等を受けたときから 10 日以内に請求等のあったこと及びその内容を書面にてサービス提供者に通知すること、
  - (ii) 利用者が請求等に対する防御又は解決についての実質的な権限をサービス提供者に与えること、並びに
  - (iii) 抗弁、和解等について、利用者がサービス提供者の要請に従ってサービス提供者に協力することを条件として、サービス提供者は、第 17 条（損害賠償の範囲）第 1 項の定めに従い、請求等により利用者が生じた合理的費用を負担するものとする。
2. 前項の場合において、本サービスの利用が第三者の知的財産権その他の権利を侵害しているおそれがあるとサービス提供者が判断する場合には、サービス提供者の選択にて以下のいずれかの対応をとることができるものとし、利用者はこれに従うものとする。
  - (1) 本サービスの利用に必要な権利を当該第三者から取得する。
  - (2) サービスを第三者の知的財産権その他の権利を侵害しない同等の機能をもつものと交換する。
  - (3) 第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないよう本サービスを修正する。
  - (4) 本サービスの使用を中止し、本契約を解除する。
3. 前 2 項の規定にかかわらず、サービス提供者は、次のいずれかの事由を原因とする侵害については何らの責任も負担しないものとする。
  - (1) 請求等が利用者による本サービスの改造、改変に起因する場合
  - (2) 請求等が利用者による本サービスの他への組込、他サービス若しくはソフトウェアとの組合せによる利用、又は接続に起因する場合
  - (3) サービス提供者の提供した本サービスの修正サービス、代替サービスを利用者が利用しなかった場合
  - (4) 利用者が本契約所定の事項に違反して本サービスを利用した場合
  - (5) 第三者製品に起因する請求等であって第三者ベンダーによる補償の範囲外である場合
  - (6) 日本国外において利用者が本サービスを利用する場合
  - (7) その他、サービス提供者の責に帰すべき事由以外の事由に起因する場合

**●第 23 条（本規約の変更）**

1. サービス提供者は、本規約について、本サービスの提供の目的のために必要かつ合理的な変更を随時行うことができる。変更後の本規約はサービス提供者が定める発効日から適用されるものとする。
2. サービス提供者は、前項の変更を行う場合は、発効日の 14 日以上前に、その旨を利用者に対し、変更後の本規約及び利用条件書の内容を通知（電子メール等の電子的手段による通知を含む）するものとする。

**●第 24 条（提供の一時停止）**

1. サービス提供者は、メンテナンス等本サービスの運用上必要な場合、合理的な範囲で本サービスの提供の全部又は一部を停止できる。
2. サービス提供者は、前項により本サービスの提供の全部又は一部を停止するときは、利用者に対し、停止日の 7 日前までに、理由及び期間を本サービスの提供が行われる WEB ページに表示する。但し、本サービスの運用上、緊急でやむを得ないときは、この限りではない。

**●第 25 条（提供の中止）**

1. サービス提供者は天災、戦争・反乱・妨害行為、世界的流行病、サービス提供者の責によらない電源喪失、インターネット又は電気通信上の機能停止、法規制の変更、本サービスで使用される第三者製品使用許諾条件の変更その他当該第三者製品に起因する事由等、やむを得ない事情により本サービスの提供を中止すべきであると合理的に判断した場合、利用者に対しあらかじめ何ら通知することを要せず、本サービスの提供の全部又は一部を中止できる。
2. 利用者が本契約に定められた義務を怠った場合、利用者に対し予め何ら通知することを要せず、本サービスの提供の全部又は一部を中止できる。
3. 前 2 項の規定に基づき、サービス提供者が本サービスの提供の全部又は一部を中止したことにより利用者に損害が生じた場合においても、サービス提供者はこれを賠償する責を負わない。

**●第 26 条（サービス提供者による解約）**

1. サービス提供者は、次に掲げる事由があるときは、利用者に対し事前に通知することにより、本契約を解約できる。この場合において、当該解約の効力は、当該通知があった日から 30 日後に生じるものとする。
  - (1) 第 25 条（提供の中止）第 1 項の規定により本サービスの提供が中止された場合において、当該事由がサービス提供者による本サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき
  - (2) 第 25 条（提供の中止）第 2 項の規定により本サービスの利用が中止された場合において、当該中止の日から 14 日以内に当該中止の原因となった事由が解消されないとき
2. サービス提供者は、利用者が以下の各号の一に該当するときは、直ちに本契約を解約することができる。
  - (1) 利用者が、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行等の処分を受けたとき
  - (2) 利用者の手形、小切手が不渡りになったとき
  - (3) 利用者に係る、破産、民事再生、会社更生その他の倒産手続開始の申し立てがなされたとき
  - (4) 利用者が、解散又は事業が廃止になったとき
  - (5) 利用者の財産状態が著しく悪化し、本契約の履行が困難であると認められるとき
  - (6) 利用者又はユーザーによる本規約違反が認められたとき
3. 利用者が前項各号のいずれかに該当した場合、サービス提供者に対して負担する一切の債務について、直ちに期限の利益を喪失するものとする。
4. 第 1 項第 1 号又は第 2 号に基づき本契約を解約する場合、サービス提供者は、利用者に対し、既に支払われている利用料金及びこれに対する消費税（以下、併せて「利用料金等」という。）のうち、次の各号に定める金額の合計額を返還する。
  - (1) 利用料金等のうち 1 か月分に相当する金額を、当該解約の効力発生日から当該月の末日までの日数にて日割りで算出した金額
  - (2) 利用料金等のうち 1 か月分に相当する金額を、当該解約の効力発生日の翌月から本サービス提供期間の最終日が属する月までの月数に乗じた金額

**●第 27 条（利用者による解約）**

1. 利用者は、以下の各号に定める場合において、本サービスに係る契約の目的を達することができないと認められるときは、サービス提供者に通知することにより、本契約を解約できる。この場合において、当該解約の効力は、当該通知があった日から 30 日後に生じるものとする。
  - (1) 第 6 条（サービスの内容）第 3 項に基づく本サービスの内容の変更があった場合
  - (2) 第 24 条（提供の一時停止）第 1 項の事由が生じたことにより本サービスを利用することができなくなった場合
2. 第 23 条（本規約の変更）に基づく本規約の変更により、本サービスを利用した利用者の業務に著しい支障が生じる場合、利用者は、第 23 条（本規約の変更）第 1 項に定める当該変更の発効日までにサービス提供者に通知することにより、本契約を解約することができる。この場合において、当該解約の効力は、別途合意のない限り、当該通知があった日から 30 日後に生じるものとする。
3. 利用者は、サービス提供者が以下の各号の一に該当するときは、直ちに本契約を解約できる。
  - (1) サービス提供者が、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行等の処分を受けたとき
  - (2) サービス提供者の手形、小切手が不渡りになったとき
  - (3) サービス提供者に係る、破産、民事再生、会社更生その他の倒産手続開始の申し立てがなされたとき
  - (4) サービス提供者が、解散又は事業が廃止になったとき
  - (5) サービス提供者の財産状態が著しく悪化し、本契約の履行が困難であると認められるとき
4. 前 3 項に基づき本契約を解約する場合、サービス提供者は、利用者に対し、既に支払われている利用料金等のうち、次の各号に定める金額の合計額を返還する。
  - (1) 利用料金等うち 1 か月分に相当する金額を、当該解約の効力発生日から当該月の末日までの日数にて日割りで算出した金額
  - (2) 利用料金等のうち 1 か月分に相当する金額を、当該解約の効力発生日の翌月から本サービス提供期間の最終日が属する月までの月数で乗じた金額

**●第 28 条（権利の譲渡制限）**

利用者は、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡してはならない。

**●第 29 条（反社会的勢力の排除）**

1. 利用者及びサービス提供者は、別途当事者間で特段の合意のない限り、以下の各号を保証する。
  - (1) 自らが暴力団、暴力団関係企業、組織的に犯罪を行う団体、暴力主義的破壊活動を行う団体又はこれらに準ずるもの（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと。
  - (2) 自らの役職員が、本契約に関し、著しく粗野又は乱暴な言動を用いて不当な要求を行わないこと。
  - (3) 反社会的勢力に対する資金提供その他の行為を行うことを通じて、意図して反社会的勢力の維持、運営に協力又は関与していないこと。
  - (4) その知る限りにおいて、その特別利害関係者（実質的な支配権を有する株主、役員、及びその配偶者、並びにこれらの者が発行済株式数の過半数を所有する会社）が前各号に反しないこと。
2. 利用者又はサービス提供者が前項に違反した場合、相手方は本契約を直ちに解約できるものとする。本項に基づく解約により前項に違反した当事者に損害が発生した場合であっても、解除した当事者は当該損害を賠償する責を負わないものとする。

**●第 30 条（合意管轄）**

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

**●第 31 条（準拠法）**

本契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とする。

**●第 32 条（余効）**

第 17 条（損害賠償の範囲）、第 19 条（秘密保持）、第 20 条（個人情報）、第 21 条（知的財産権の帰属等）、第 22 条（知的財産権侵害に関する責任）、第 30 条（合意管轄）及び第 31 条（準拠法）の定めは本契約終了後も有効とする。

**●第 33 条（協議事項）**

利用者及びサービス提供者は、本契約に定めのない事項又は本規約に関する解釈上の疑義については、協議のうえ解決する。

**附則**

本規約は、2025 年 10 月 1 日より発効するものとする。

以上

**第 1 版(2025.10)****特約事項**

- ・「なやさばパルス診断」 利用規約（以下「利用規約」といいます。）の規定にかかわらず、以下に定める事項が優先して適用されるものとします。
- ・本特約における用語は、特段の定めのない限り、利用規約における用語の定義と同一とします。

**■サービスの内容、提供期間**

利用規約の定めにかかわらず、本サービスの内容および提供期間は、本サービスの販売代理店である株式会社マイナビ(以下「代理店」といいます。)が発行する見積書または申込書にて定めるものとします。

**■利用料金**

利用規約第8条（利用料金）第1項にかかわらず、本サービスの利用料金は、代理店が発行する見積書または申込書にて定めるものとします。

**■支払条件**

1. 利用規約第9条（支払条件）にかかわらず、本サービスの利用料金は代理店より請求します。利用者は、請求月の翌月末日までに、代理店の指定した銀行口座へ振込送金によりお支払いいただきます。ただし、利用者と代理店との間で別途支払期日を定めた場合は、該当期日までにお支払いいただきます。
2. 利用規約第9条（支払条件）にかかわらず、利用料金の請求先を別途指定された場合においても、当該請求先よりお支払いが無い場合には、利用者において利用料金の全額をお支払いいただくものとします。
3. 振込手数料は、利用者（請求先を別途指定された場合は当該請求先）の負担とします。
4. 支払い期日を経過しても利用料金のお支払いが無い場合、サービス提供者は、本サービスの提供を即時に終了・中止できるものとします。

**■利用者情報の取扱い**

本サービスの利用に先んじて、利用者が「パルス診断ヒアリングフォーム」に回答した利用者情報（個人情報を含む。以下同じ。）は、本サービスの設定および管理者アカウント発行のため（以下「本目的」といいます。）に利用するものとします。なお、代理店は、本目的のために、利用者情報をサービス提供者に共有するものとし、利用者はこれを承諾するものとします。